

長良・岩野田 九条の会だより

No.183
2022~2023年
12月~1月合併号
事務局連絡先:林
090-6769-9809



★この会は思想・信条の違いを超えて
日本国憲法九条を守るための
有志による活動の会です★

★防衛費増大の前にやることか・あるはず？

※左図は水島朝穂氏の
敵基地攻撃イメージです

~2023年こそ！明るい年にしよう！

2022(令和4)年は日中友好条約50年・日朝平壤宣言20年の年でした。
日本は多大な犠牲を強いた中国とどう関係構築を築こうとしたのか？
北朝鮮との宣言の合意に基いて、拉致問題や過去の植民地問題を
どう解決していこうとしたのか？ 等々・・・
振りかえるべき年だったにも拘わらず、反中国・反北朝鮮の世論を
焚きつけるような政府の外交でした。
私たち「九条の会」は、これからも隣国を知り、隣国を尊重し、
隣国と平和に共存していく道を模索していきます。
今年も「おたより」をお届けしますので、よろしくお目通し下さい。

最近の岸田政権の暴走は目に余ります！12月16日には「安全保障関連3文書」の改定では歴代政権が戦後一貫して否定してきた反撃能力（敵基地攻撃能力）の保有や防衛関連の予算を27年度予算にGDPの2%へ倍増を明記して閣議決定したのです。岸田首相と政府与党の認識のはじまりは11月22日提出された「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」の報告にあります。
この会議のメンバーは10名。
座長は元駐米大使、メデアア（朝読日経の幹部）と企業のトップで、安全保障や憲法・経済・財政の専門家を除いて軍需産業の企業論理だけで一国の安全保障を論じているのです。
主たる要点は「敵基地攻撃能力の保有」と「防衛費の倍増」です。

この報告書は、安全保障の状況を改善する手法について、敵基地攻撃能力などの防衛力強化ありきとしているため、従来の「憲法9条」による専守防衛政策から抑止政策に転換することが、安全保障の状況を改善することになるのか否かの議論がなされています。最近、「防衛力の強化は当たり前」の大政翼賛状態で、メデアアの多くは無批判に報告書などを流すばかりで、社説・解説でも根源的批判は殆ど見られません。
安全保障をどうするか議論は何ら進んでいないのに「防衛費の財源は〇〇税によって確保する」と言うのは本末転倒です。
日本は武力行使の国になるのでしょうか？軍事力強化以前に外交努力など・することが他に
あるはずですか。
(文責：井口)

攻撃の対象国	他国 (B国)			自国 (A国)		
	攻撃の段階	① 武力攻撃のおそれ	② 武力攻撃に着手	③ 武力攻撃	④ 武力攻撃のおそれ	⑤ 武力攻撃に着手
		「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」= 7.1 閣議決定による集団的自衛権行使			⑤か⑥(外形的事実)あり=憲法上可能な個別的自衛権行使	
攻撃国に対する武力行使の国際法上の性質	先制攻撃=国際法上違法	集団的自衛権行使=攻撃国から見ればA国に「先に攻撃された」		先制攻撃=国際法上違法	個別的自衛権行使	